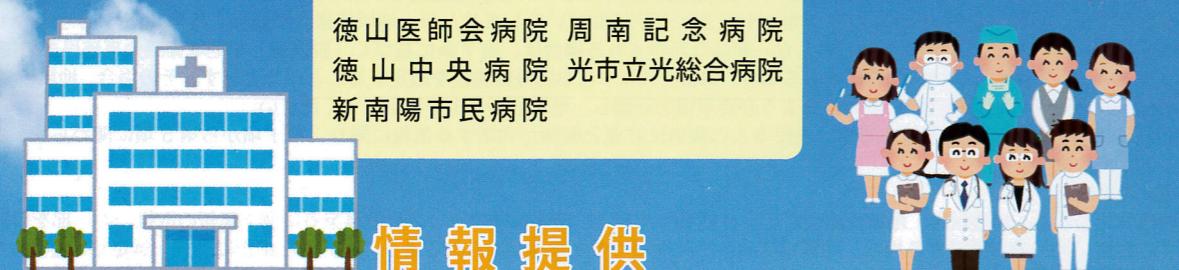


「周南ケアねっと」

あなたの健康のために、ぜひご参加ください！

「周南ケアねっと」とは？

医療機関や介護事業所の間で、病名・処方内容・検査結果等の情報を共有し、医療・介護関係者が活用するコンピュータ・ネットワークです。
(患者様の同意が得られている医療情報を、かかりつけの診療所等の関係施設で参照できます。)



徳山医師会病院 周南記念病院
徳山中央病院 光市立光総合病院
新南陽市民病院

情報提供

周南ケアねっと

(医療や看護、介護に関わるスタッフ間で情報を共有)
※情報提供病院により提供されるデータは異なります

日頃受診している
病院・診療所



利用している
保険薬局



利用している
介護事業所



問合せ先：周南ケアねっと事務局 (TEL: 0834-21-2995)
(徳山医師会内)

<https://shunan-care.com>

同意書記入例

申込者氏名(自署) 代理もしくは代筆の際は、下記代理欄または代筆欄へご署名をお願いします。	(フリガナ) シュウナン タロウ 周南 太郎	同意年月日 (西暦) 2020年6月20日
生年月日 明治・大正・昭和 平成・令和	記入日をご記入ください。 49年1月20日	被保険者証の性別に○をご記入ください。 男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>
郵便番号 住所 (山口県は省略可)	郵便番号 〒745-0846 周南市 東山町 6-28	
電話番号(任意)	—	

いずれかの被保険者証情報 をご記入ください。	記号	番号	保険者番号
健康保険被保険者証 各種共済加入者証など	12345	123	12345678
後期高齢者医療被保険者証 (被保険者番号)	12345	12345	123456
いずれかの被保険者情報を記入下さい			
介護保険をお持ちで、番号が 分かれればご記入ください。	被保険者番号	保険者番号	
介護保険被保険者証	12345	12345678	

代理人署名欄 (18歳未満あるいはご自身で判断が出来ない場合は、代理人のご承認・ご署名をお願いします)		
代理人署名	代理 太郎	続柄: 親・配偶者・兄弟・子・後見人 その他 <input checked="" type="checkbox"/>

代筆人署名欄 (ご本人に判断能力が有るもの記入が困難なため、本人に代わり代筆する場合)		
代筆者署名	代筆 次郎	続柄もしくは 代筆者所属組織名 (介護施設 ABC)
代筆理由	<input checked="" type="checkbox"/> 手が不自由 <input type="checkbox"/> 目が見えづらい <input type="checkbox"/> 起き上がりが难しい	<input type="checkbox"/> その他 (代理による署名が可能です。) 代理者は署名の上、各項目を記入ください。 代理者は同意者との続柄、または組織名を必ず記入ください。

個人情報の利用目的について個人情報取扱規約をご確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/>		
参加登録施設との共有、及び将来連携する周南ケアねっとと同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供 (規約第9条(1)～(3)を確認してください。)		
上記参加施設に対する包括的な同意であることを確認しました。 (規約第11条を確認してください。) 必ずチェックの記入をお願い致します。		
容易に個人を識別できないよう加工された行政政策の検討への活用 (規約第9条(4)、同第14条2を確認してください。)		

**確認の上
同意します。**

※本サービスに参加される場合、この項目のレ点チェックは必須です。

地域医療介護情報ネットワークシステム

「周南ケアねっと」住民参加規約兼個人情報取扱い規約

周南医療圏地域協議会（以下「地域協議会」）は、住民の皆さまにより安心・安全に健康・医療・介護サービスをお届けすることを目指す「周南ケアねっと」を運営しています。住民の皆さまに「周南ケアねっと」を利用していただくためには、健康・医療・介護に関する個人情報をご提供いただくことに同意していただくことが必要です。住民の皆さまと確かな信頼関係を築き上げ、安心して「周南ケアねっと」に参加することへ同意いただくために、次の通りご理解いただく必要のある項目をお示しすると共に、下記の項目を順守することをお約束します。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、地域協議会が管理・運営する地域医療介護連携ネットワークシステム「周南ケアねっと」（以下、「周南ケアねっと」という）の利用に関する個人情報取扱いについて必要な事項を定めるものです。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義を、以下に定めます。

用語	説明
地域協議会	山口県周南医療圏の病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・訪問看護ステーション・介護事業所等が中心となり構成される団体である「周南医療圏地域協議会」を指します。
周南医療圏地区	山口県周南医療圏、及び山口県周南医療圏に近接する他行政区、自治体を指します。
「地域医療介護連携ネットワークシステム」	患者の同意のもと、参加登録施設の間で、医療・介護サービスの提供上必要な医療・介護情報（患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等）を国との関係ガイドラインを満たして電子的に共有・閲覧できることを可能とする仕組みを指します。
住民	居住・就労する等によって山口県周南医療圏において主に活動する住民をいいます。参加登録時点での医療・介護サービスの利用の有無は問いません。
施設	健康・医療・介護サービスのうち、いずれか一つ以上を提供する病院・医科診療所・歯科診療所・保険薬局・訪問看護ステーション・介護事業所等を指します。
参加登録	住民・施設が、「周南ケアねっと」への参加に同意し、参加を申し込み、申込を受理され、サービス利用が可能な状態を指します。
周南ケアねっと事務局	「周南ケアねっと」の管理・運営に必要な事務を担う、当協議会内に設けられた機関を指します。
参加受付窓口	当協議会事務局、または「周南ケアねっと」参加施設等、「周南ケアねっと」への「参加申込書」等の提出を受付けている窓口をいいます。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する、「個人情報」をいいます。

(周南ケアねっとのサービス利用)

第3条 住民が「周南ケアねっと」のサービスを利用するためには、本規約に基づき、「周南ケアねっと」への参加登録手続きを行っていただく必要があります。

第2章 参加登録

(参加申込)

第4条 「周南ケアねっと」へ参加登録するためには、本規約の内容をご承諾いただき、地域協議会所定の「参加申込書」に必要事項を記入し周南ケアねっと事務局へ提出してください。

2 地域協議会が、「参加申込書」を受理したことをもって、申込者は本規約の内容を承諾の上、参加に同意したものとして取扱います。

(参加申込の有効性)

第5条 「参加申込書」は、地域協議会所定の「参加申込書」に本人が署名したのみを有効とし、それ以外の用紙や本人の署名がないものは認めません。ただし、以下に定める事由の(1)、(2)若しくは(3)の場合には、代理人による署名を認めます。

(1)本人が未成年の場合、親権者、保護者、未成年後見人等の一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名
(2)以下の場合、家族（内縁含む）、保護者、後見人・保佐人等、一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名。ただし、地域協議会の判断によって代理人と認められないことがあります。

(A) 本人が被後見人、被保佐人である場合

(B) 本人が精神的、身体的理由により、自署が困難な場合

(C) その他本人の意思確認が一時的もしくは恒久的に困難である場合

(3) 本人が精神的、身体的理由により自署が困難で、かつ本人が、(2)の場合で、一般的に署名の代理に妥当性があると思われる代理人による署名も困難であり、適切な健康・医療・介護サービスの提供上やむを得ない場合、本人が利用する施設の管理者、職員を代理人とした署名。なお、この場合、「参加申込書」への代理人の署名に加えて捺印を必要とします。

(参加申込内容変更)

第6条 参加登録住民は、参加申込の内容に変更が生じた場合は、地域協議会所定の「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、周南ケアねっと事務局まで提出してください。

(周南ケアねっとからの脱退)

第7条 参加登録住民は、「周南ケアねっと」から脱退したい場合は、地域協議会所定の「脱退届」に必要事項を記入し、周南ケアねっと事務局まで提出してください。

2 地域協議会における脱退の事務手続きが完了した時点で、参加登録住民に関する情報は「周南ケアねっと」から削除され、「周南ケアねっと」のサービスを利用できなくなります。

3 脱退したことを理由に健康・医療・介護サービス上の不利益を被ることは一切ありません。

4 地域協議会は、参加登録住民が次のいずれかに該当した場合は、参加登録住民を脱退させができるものとします。

(1)地域協議会が定める諸規程又は本規約に重大な違反をしたとき。

(2)その他地域協議会が合理的に妥当であると認めたとき。

(参加登録の期間)

第8条 地域協議会において、「参加申込書」が受理されてから、「脱退届」が受理されない限り継続されます。

第3章 個人情報の取扱い

(個人情報の利用目的)

第9条 地域協議会は参加登録住民の皆さんにより安心・安全な健康・医療・介護サービスをお届けすることを目的に以下通り取得した個人情報を利用します。

(1)「周南ケアねっと」へ参加登録する施設間での共有

(2)将来、「周南ケアねっと」が連携する、山口県内における「周南ケアねっと」と同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供

- (3)将来、日本で導入される予定の「全国保健医療情報ネットワーク」への接続による「周南ケアねっと」と同種の「地域医療介護ネットワークシステム」への提供
(4)「周南ケアねっと」が関係する自治体への提供。ただし、本人の健康・医療・介護サービスへ直接的に資する利用、及び公衆衛生の向上に資する医療政策をはじめとした行政政策の検討に必要な範囲に限ります。

上記以外の目的には個人情報を利用いたしません。

(取得する個人情報)

第10条 地域協議会は、以下に定める個人情報を取得します。

- (1)利用者から提出された書類に記載された情報
(2)病名・服薬・検査結果・保険情報・状態情報等、参加施設のシステムから連携された健康・医療・介護に関する情報
(3)病名・服薬・検査結果・保険情報・状態情報等、参加施設の職員が登録した健康・医療・介護に関する情報
(4)その他参加施設が適正に取得した健康・医療・介護に関する情報

(個人情報の開示範囲および利用者の限定)

第11条 取得した個人情報は、「周南ケアねっと」のサービス開始時点以降、将来にわたり、新たに「周南ケアねっと」に参加登録する施設も含み、参加登録している施設に開示されます。なお、当該施設は、本人の個人情報取扱い規約、及び地域協議会が定める関連規約を遵守する義務を負います。

2 個人情報は、地域協議会の事務局職員・参加登録施設の職員・「周南ケアねっと」の運用保守サービス提供事業者・「周南ケアねっと」と同種の「地域医療介護連携ネットワークシステム」のみが利用目的の範囲で利用します。

3 地域協議会は、第2項の職員、事業者、「周南ケアねっと」と同種の「地域医療介護連携ネットワークシステム」に対し、本個人情報取扱い規約と同等の義務を課します。

4 「周南ケアねっと」は将来、他地域における同種の「地域医療介護ネットワーク」と連携し、第9条の個人情報の利用目的の範囲内で個人情報を提供することができます。当該連携開始について、参加登録住民に個別通知はいたしませんが、地域協議会が運営するWEBサイト上で、概ね連携開始する1か月前には公表いたします。「周南ケアねっと」から脱退を希望される場合は、第7条に基づく「脱退届」を地域協議会事務局まで提出してください。

5 第1項に関わらず、住民本人に特段の希望がある場合、情報を共有する参加登録施設を限定することができます。その場合、地域協議会所定の様式へ、限定する参加登録施設を地域協議会が特定できるよう必要事項を記載し、地域協議会まで提出してください。

6 法令に定める災害の発生時や救急対応時等、住民本人の救命に必要と医師が判断する情報に限り、第1項から第5項に関わらず、参加登録施設等へ開示することがあります。

(個人情報取扱いの委託)

第12条 「周南ケアねっと」の運営上、地域協議会が必要と判断した場合、運用保守サービス提供事業者に個人情報の取扱いの一部を委託します。

2 個人情報の取扱いの一部を委託する場合、地域協議会は当該情報の安全管理が図られるよう、委託先を厳正に調査・選定し、必要かつ適切な監督を行います。また、運用・保守サービス提供事業者は運用・保守サービス提供の目的の範囲でのみ、個人情報を利用します。

(個人情報の保護)

第13条 地域協議会および参加登録施設の聴員は、個人情報保護に関する法令等を順守し、利用者の個人情報を本規約に定める目的以外に利用せず、漏洩せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(個人情報の第三者への提供)

第14条 「周南ケアねっと」で取り扱う個人情報の第三者への開示は、参加登録住民の同意がある場合、もしくは「周南ケアねっと」の運営に必要な業務委託先以外には法令で定める場合を除き行いません。

2 地域協議会は、「周南ケアねっと」が取り扱う健康・医療・介護に関する情報を第9条(4)の利用目的に基づき、行政政策の検討を目的として自治体へ提供する際には、容易に個人が特定できないよう識別性を低減するなど予め個人情報保護を目的とした加工を行います。

3 参加登録住民は、自身の個人情報を、第2項の利用を拒否することができます。拒否を希望する場合は、その旨を地域協議会所定の「参加申込書」、もしくは「参加申込内容変更届」に必要事項を記入し、地域協議会事務局まで提出してください。

(取得した個人情報の位置づけ)

第15条 「周南ケアねっと」で取り扱う健康・医療・介護に関する情報は、診断等の基となる正規情報ではありません。正規情報は各施設の保有する情報であり、「周南ケアねっと」で取り扱う情報は「施設から複数して提供された参考情報」と位置付けます。そのため、当協議会や参加施設、運用・保守サービス提供事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面においても保証しません。

(自己情報の開示請求)

第16条 参加登録住民は、「周南ケアねっと」で取り扱う自身の個人情報の開示、訂正および利用停止などを求めることができます。開示等の請求を希望される場合、地域協議会に問合せの上、所定の手続きをお願いいたします。

2 利用者から開示等の請求があった場合、請求される方がご本人であるための書類の提示や提出をお願いする場合があります。

3 参加登録施設から「周南ケアねっと」へ提供される診断・処方・検査結果等の健康・医療・介護に関する個人情報に関して、地域協議会は、これらを開示する権限を有しません。これらの開示等については、診断・処方・検査等を行った参加登録施設へ直接ご相談ください。

第4章 雜則

(免責事項)

第17条 地域協議会・参加登録施設・運用保守サービス提供事業者は、参加登録住民が「周南ケアねっと」を利用したこと、または利用できなかったことにより発生した損害及び第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 地域協議会・参加登録施設・運用保守サービス提供事業者は、「周南ケアねっと」の停止・中止等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(管轄裁判所)

第18条 「周南ケアねっと」の利用に関して住民と地域協議会の間に生ずるすべての紛争については、地域協議会の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

第19条 地域協議会は、必要があると認めるときは、参加登録住民への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 地域協議会は、規約変更後に変更内容を地域協議会が運営するWEBサイト等で公開します。参加登録住民が、利用を継続される限り、変更後の規約に同意されたものとみなします。

(問い合わせ窓口及び苦情解決の申し出先) 第20条 問い合わせ及び苦情は、以下で受けます。

周南ケアねっと事務局（徳山医師会内）

附則

1 本規約は、2019年1月4日から適用します。

以上

初版 2018年12月27日制定